

基幹水利施設管理事業 補助金交付要綱 新旧対照表

修正後	修正前
<p>(補助金の概算払)</p> <p>第9条 知事は、補助を指令した場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。</p> <p>2 第1項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。知事は提出された概算払請求書(第8号様式)により補助金を交付する。</p> <p>3 第2項の規定により補助金の概算払を受けた者は、概算払を受けた日の属する会計年度の末日までに、次に掲げる書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。ただし、第11条における事業完了の届出をした場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 出来高届(第7号様式)</p> <p>(2) 出来高内訳書(第7号-1様式)</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p> <p>4 知事は、第3項の検査の結果適当と認め、当該年度の補助金の額を確定したときは、当該年度の補助金について精算するものとする。</p> <p>5 知事は、第4項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和6年2月13日から施行し、改正後の要綱は令和5年度分の補助金から適用する。</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>第9条 知事は、補助を指令した場合において、必要と認めるときは、検査を行い、補助金の概算払をすることができる。</p> <p>2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 出来高届(第7号様式)</p> <p>(2) 出来高内訳書(第7号-1様式)</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p> <p>3 知事は検査の結果適当と認めたときは、補助の指令を受けた者から提出された概算払請求書(第8号様式)により補助金を交付する。</p> <p>〔新設〕</p>